第98期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株式会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

株式会社ニチレイ

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.nichirei.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社の支配に関する基本方針

1．基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様に提供されるとともに、当該買収提案に代替する案の可能性などについても、検討する機会が提供されることが重要であります。生活者の食の「安全・安定」や「健康価値」に対する意識が一層高まるなか、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することが必要であり、社会的責任を全うすることを含め、トータルな企業姿勢が求められております。こうしたことに対する理解に欠ける買収提案者が当社の株券等を取得し、短期的な経済的効率性のみを重視して当社グループのこれら競争力を毀損し、中長期的な経営方針に反する行為を行う場合などは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性があります。買収提案の中には、上記のように、その態様によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものも存在するため、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要であると考えております。

2．基本方針実現のための具体的な取組み

（1）基本方針実現のための特別な取組み

（企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する取組み）

当社グループでは、「くらしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げております。卓越した食品と物流のネットワークを備える「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することを目指しております。

2013年４月からの３年間で当社グループは中期経営計画「RISING 2015」に取り組みました。超高齢化やグローバル化の進展などの大きな環境変化に対応して、持続的な成長ができるよう経営資源を投入してまいりました。加工食品事業においては、さらに顧客ニーズに迅速に対応できるよう業態別組織体制へ移行し、差別化された商品の供給と、主力家庭用商品を中心とした自営工場の生産能力拡大と生産ラインの最適配置により、売上増加と利益率の向上を目指しました。低温物流事業においては、国内最大のネットワークをさらに拡充して保管及び輸配送需要の取り込みを加速し、売上げの拡大を図りました。

財務面では、グループ経営資源の適正配分を行うとともに、自己株式取得・増配等適正な株主還元策を継続し、配当方針については従来どおり連結株主資本配当率（ＤＯＥ）2.5％を目標とし

ております。

（2）基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを阻止するための取組み

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株式の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（当該買収提案者からは、当該買収提案者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、食の「安全・安定」をはじめとした社会的責任に対する考え方等）が提供されるとともに、株主の皆様が判断を行うために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様に提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

以上を勘案し、当社は、2013年５月７日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、本適正ルール）の継続について決議し、2013年６月25日開催の当社第95期定時株主総会において、本適正ルールの継続について株主の皆様の承認を得ております。

なお、本適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ「IRニュース」コーナー（http://www.nichirei.co.jp/ir/pdf_file/inews/20130507_4.pdf）に掲載する2013年５月７日付け『「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ』をご参照ください。

３．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本適正ルールは、前記「１．基本方針」に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

（1）買収防衛策に関する指針及び企業価値研究会の報告書の内容に沿うものであること

本適正ルールは、経済産業省と法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

(2) 株主の皆様に直接判断していただく形式のものであること

本適正ルールは、その導入時及びその後の継続時に株主の皆様の意思を確認させていただいておりますが、今般の継続に際しても、定款に基づき、本適正ルールに定める要領に従い株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役会に委任することにつき、株主総会の承認を求めることで、本適正ルールの継続の可否について株主の皆様の意思を確認することとしております。また、本適正ルールの手続違反がない限り、買収提案に対する対抗措置を発動するためには、必ず株主総会の承認決議が必要であるものとし、買収提案者による買収提案の受入の可否について、株主の皆様に直接判断していただく形式のものです。このように、対抗措置の発動については、本適正ルールの手続違反がない限り、株主総会の承認決議を得ることとなっているため、取締役の恣意的な意向によって対抗措置が発動されることはありません。さらには、継続後の本適正ルールは、有効期間が３年と設定されており、本適正ルールをさらに更新し、継続させるためには、有効期間満了時に、再度、株主の皆様の判断を直接仰ぐ形式のものとなっております。

(3) 独立した独立委員会による対抗措置発動の判断及び取締役会判断による対抗措置の発動の制限

本適正ルールにおいては、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の判断の中立性を担保するため、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会を設置しております。まず、本適正ルールの手続に違反していることを理由として対抗措置を発動するためには、必ず、独立委員会において当該違反を理由とする発動勧告があることを必要とし、取締役会の恣意的な運用によって対抗措置が発動されることを防止しております。

また、それ以外の場面においては、独立委員会においても、買収提案に対する対抗措置発動の要否を検証するものとしております。すなわち、取締役会において不発動決議がなされた場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動勧告を行っている場合には、取締役会は対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を確認するため、株主総会を招集しなければならないとしております。したがって、本適正ルールは、取締役会が恣意的に買収者による買収を妨害する場合のみでなく、取締役が自らの利益のみのために行う買収等に恣意的に賛成することを防止する機会も与えております。また、取締役会が、買収提案に対して、株主の皆様の意思の確認を行わずに対抗措置を発動できるのは、本適正ルールの手続違反の場合に限定しております。

(4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の取締役の任期は、定款により選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。また、本適正ルールは、取締役会において、廃止するか否かの決議をすることができます。したがって、本適正ルールは、毎年株主の皆様によって選任される取締役で構成される当社取締役会において、随時、本適正ルールの継続又は廃止の決議を行うことができ、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

（ご参考）

本適正ルールの有効期間は、2016年6月22日開催予定の当社第98期定時株主総会（以下、本定時株主総会）の終結の時までとなっております。当社は、2016年5月10日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本適正ルールを更新しないことを決議しました。

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数　70社

国内連結子会社の数　43社

在外連結子会社の数　27社

② 主要な連結子会社の名称

㈱ニチレイフーズ、㈱中冷、㈱キューレイ、GFPT Nichirei（Thailand）Co., Ltd.、Surapon Nichirei Foods Co., Ltd.、InnovAsian Cuisine Enterprises,Inc.、㈱ニチレイフレッシュ、㈱ニチレイロジグループ本社、㈱ロジスティクス・ネットワーク、㈱ニチレイ・ロジスティクス関東、㈱ニチレイ・ロジスティクス関西、㈱キョクレイ、Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.、㈱ニチレイバイオサイエンス

③ 連結子会社の異動

（出資持分の譲渡による減少　1社）ベジポート有限責任事業組合

（清算結了による減少　1社）Nichirei Europe S.A.

（合併による減少　1社）㈱ニチレイ・ロジスティクス四国

なお、連結子会社であった期間の損益計算書は連結しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用会社

すべての関連会社に持分法を適用しております。

① 持分法を適用した関連会社の数　17社

国内持分法適用関連会社の数　10社

在外持分法適用関連会社の数　7社

② 主要な持分法適用会社の名称

㈱日立フーズ＆ロジスティクスシステムズ

③ 持分法適用会社の異動

株式取得による増加　1社

（2）持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる関連会社は8社で、いずれの会社も連結決算日との差異は3ヵ月以内であるため、当該関連会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社は、Nichirei Holding Holland B.V.等、決算日が12月31日の連結子会社が28社であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、当該子会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

(ｲ) 時価のあるもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
(ﾛ) 時価のないもの	移動平均法による原価法

②　たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	主として総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、賃貸用ビル及び1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見積額を次のとおり計上しております。

(ｲ) 一般債権

金融商品に関する会計基準に基づく貸倒実績率法

(ﾛ) 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

金融商品に関する会計基準に基づく財務内容評価法

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の対象となる金利スワップ等は、当該特例処理を行うこととしております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法

のれんは発生日以後20年以内の期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1．企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 2013年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は12百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が12百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は12百万円増加しております。

2．売上の計上基準の変更

商品の販売促進の目的で当社が取引先に負担する費用の一部（以下、販売促進費等）について、従来は商品の販売後に支払金額が確定した時点で、「販売促進費」又は「販売手数料」として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、売上計上時に売上高から控除して計上する方法に変更しました。

当社グループでは、中期経営計画「RISING 2015」の達成に向けて事業活動を遂行するなか、円安や原材料・仕入コスト上昇の影響により販売価格の改定を進めており、海外を含め売上高が年々拡大する一方で、競争環境の激化に伴い販売促進費等も増加しております。また、国際的な会計制度や業界における比較可能性を向上させるとともに、より適確な業績管理の実践を図り、収益向上に向けた迅速な対応が必要となっております。

このような経営環境の変化や問題意識が高まるなか、取引実態を改めて精査したところ、販売促進費等が取引条件の決定時に考慮され、実質的に販売価格を構成する一部と捉えられる傾向が顕著になってきていることから、売上計上基準の見直しの要否を検討しました。この結果、販売促進費等は売上高から控除して計上する方法が経営成績をより適切に表すと判断し、業務プロセスやシステム構築など経営管理体制の整備を進めてまいりましたが、今般、その体制が整ったことにより変更するものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は1,314百万円減少しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1．有形固定資産の減価償却累計額　253,588百万円

2．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

建物及び構築物　131百万円

機械装置及び運搬具	20百万円
土地	1,322百万円
その他の有形固定資産	0百万円
その他の無形固定資産	352百万円
合計	1,827百万円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	63百万円
長期借入金	1百万円
合計	65百万円

3．保証債務

次の会社の金融機関からの借入金等に対して保証を行っております。

㈱エヌゼット（連帯保証）	100百万円
その他	19百万円
合計	119百万円

4．国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

建物及び構築物	565百万円
機械装置及び運搬具	870百万円
土地	105百万円
その他の有形固定資産	6百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　295,851,065株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2015年 6 月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,429百万円	5円	2015年 3 月31日	2015年 6 月25日
2015年10月 30 日 取　締　役　会	普通株式	1,714百万円	6円	2015年 9 月30日	2015年12月 4 日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2016年６月22日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議します。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　　1,707百万円
② 配当の原資　　利益剰余金
③ １株当たり配当額　　6円
④ 基準日　　2016年３月31日
⑤ 効力発生日　　2016年６月23日

[金融商品に関する注記]

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループでは、運転資金需要や設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行などにより調達しております。また、一時的に生じる余剰資金は安全かつ確実に運用することとしております。

なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的では行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、コマーシャル・ペーパー、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引と、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計の方法については、前述の「その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、債権管理マニュアル等に従い日常管理を行い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用リスクの極小化のため、適格な格付けを有する金融機関と取引を行うこととしております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクを回避するため、為替予約取引を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引方針等を定めた管理規程に基づき、財務部門が取引を行い、取引結果を当社及び連結子会社の取締役会の構成員に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主な国内連結子会社は、キャッシュマネジメントシステムを導入していることから、当該システム参加会社の流動性リスクの管理は、当社が行っております。

当社は、各社、各部門からの報告に基づき、財務部門が、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持するなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2016年３月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）２.をご参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,169	13,169	—
(2) 受取手形及び売掛金	76,836		
貸倒引当金（※１）	△93		
受取手形及び売掛金（純額）	76,743	76,743	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	29,111	29,111	—
資産計	119,024	119,024	—
(1) 買掛金	24,049	24,049	—
(2) 電子記録債務	4,998	4,998	—
(3) 短期借入金	2,420	2,420	—
(4) 未払費用	28,582	28,582	—
(5) 未払法人税等	3,823	3,823	—
(6) 社債	40,000	40,474	474
(7) 長期借入金	33,031	33,624	593
(8) リース債務	19,205	20,617	1,411
(9) 長期預り保証金	896	880	△15
負債計	157,006	159,470	2,463
デリバティブ取引（※２）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	△1,278	△1,278	—
デリバティブ取引計	△1,278	△1,278	—

※１ 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
※２ デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

（1）買掛金、（2）電子記録債務、（3）短期借入金、（4）未払費用、（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（6）社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（7）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（8）リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（9）長期預り保証金

営業取引に係る長期預り保証金については、これらは予め返済期日が定められたものではなく、取引先との取引終了や返済要請に応じて随時返済するものであるため、短期間で返済する場合と同様、時価は当該帳簿価額によっております。

不動産に係る長期預り保証金（返還時期が確定しているもの）については、新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金、売掛金、買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めております。

（注）2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	
その他有価証券	1,210
関連会社株式	3,713
出資証券（＊1）	32
地方債（＊1）	7
長期預り保証金（＊2）	2,009

（＊1）非上場株式、出資証券及び地方債は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（＊2）不動産に係る長期預り保証金（返還時期が確定しているものを除く）は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「(9) 長期預り保証金」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において賃貸用の建物及び土地を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
10,377	△177	10,200	40,383

（注）1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当期増減額のうち、主な増加額は設備投資（213百万円）であり、主な減少額は減価償却費（396百万円）であります。

3.当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。ただし、不動産のうち重要性の乏しい物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価としております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	528円50銭
1株当たり当期純利益	47円15銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

（ｲ）時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

（ﾛ）時価のないもの　　移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産　　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、賃貸用ビル及び1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見積額を次のとおり計上しております。

① 一般債権

金融商品に関する会計基準に基づく貸倒実績率法

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

金融商品に関する会計基準に基づく財務内容評価法

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

（3）環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用など環境対策の支出に備えるため、当事業年度末における処理費用の見積額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の対象となる金利スワップは、当該特例処理を行うこととしております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1．有形固定資産の減価償却累計額　25,510百万円

2．保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証	4,859百万円
関係会社の電子記録債務に対する債務保証	5,442百万円
従業員等の金融機関からの借入金（住宅融資金等）に対する債務保証	15百万円
合計	10,317百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	140百万円
長期金銭債権	6百万円
短期金銭債務	12,814百万円
長期金銭債務	792百万円

4．国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

建物	104百万円
構築物	9百万円
工具、器具及び備品	0百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業収益	8,032百万円
営業費用	925百万円
営業取引以外の取引高	1,020百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,027,894株	1,166,095株	550株	11,193,439株

（変動事由の概要）

増加株式数は単元未満株式の買取請求33,095株、取締役会決議に基づく市場取引による取得1,133,000株によるものであり、減少株式数は単元未満株式の買増請求によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)	
未払事業税	32百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	94百万円
評価性引当額	△4百万円
繰延税金資産合計	89百万円
(繰延税金負債)	
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	77百万円

固定負債

(繰延税金資産)	
投資有価証券及び関係会社株式評価損	362百万円
減損損失	182百万円
その他	265百万円
繰延税金資産小計	810百万円
評価性引当額	△716百万円
繰延税金資産合計	93百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△3,099百万円
固定資産圧縮積立金	△287百万円
その他	△99百万円
繰延税金負債合計	△3,486百万円
繰延税金負債の純額	△3,392百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ニチレイフーズ	100.0%	運転資金の貸付、経営指導、事務所の賃貸、役員の兼任	経営管理その他役務及び便益の提供（注）1	2,144	—	—
				債務保証（注）2	1,874	—	—
	㈱ニチレイフレッシュ	100.0%	運転資金の貸付、経営指導、事務所の賃貸、役員の兼任	経営管理その他役務及び便益の提供（注）1	808	—	—
				債務保証（注）2	2,447	—	—
	㈱ニチレイロジグループ本社	100.0%	運転資金の貸付、経営指導、役員の兼任	経営管理その他役務及び便益の提供（注）1	1,711	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.経営管理その他役務及び便益の提供に対する対価を「グループ経営運営収入」として受領しており、当該役務などの提供に係る当社の費用の見積額を提示し交渉のうえ決定しております。

2.同社の電子記録債務に対する銀行への債務保証であります。なお、取引金額は2016年３月31日現在の債務保証残高であります。

3.取引金額には消費税等を含めておりません。

[１株当たり情報に関する注記]

１株当たり純資産額	329円51銭
１株当たり当期純利益	13円02銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。